

川西都市計画道路の変更（新潟県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・1 号中央通り線ほか 1 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 通過地	延長	構造 形式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・1	中央通り線	十日町市 山野田	十日町市 上野	十日町市 水口沢	約 3,120m	地表式	2 車 線	16m	幹線街路との平面 交差 3 箇所 国道との平面交 差 1 箇所	
	3・5・3	川西十日町線	十日町市 中屋敷	十日町市 上新井	十日町市 山野田	約 1,300m	地表式	2 車 線	12m	幹線街路との平面 交差 2 箇所	

〔区域及び構造は計画図表示のとおり〕

理由

長期未着手となっている都市計画道路について、時間の経過による人口減少や自動車交通需要の鈍化等、社会情勢の変化に対応するため見直しを行った結果、都市計画道路の変更を行うものである。

都市計画の案の理由書

1. 都市の将来像における位置付け

都市計画道路は、多様な機能を持っており都市の住民が社会生活を営むうえで、必要不可欠な都市施設の1つであり、本市においてもこれまでに22路線を都市計画に定めるとともに、順次整備を進め、重要な都市施設としての大きな役割を果たしてきた。

一方、本市の都市計画道路は、その多くが昭和30～60年代に都市計画決定されており、全路線とも都市計画決定後20年以上が経過している。都市計画道路の計画区域では建築制限がかかり、長期にわたって地権者の土地利用に制限を与えている側面もある。

十日町市都市計画マスタープラン（H20.3）では、交通体系整備におけるまちづくりの方針として、南北方向に縦断する一般国道117号などを骨格に、東西方向を結ぶ一般国道252号、253号が交通網を形成し、一般国道を軸とする広域的な連携を充実するとともに、市内道路整備による更なる交流の充実を図るとしている。

川西都市計画区域マスタープラン（H29.3）において、一般国道252号が広域幹線に位置付けられ、それを補完し、本区域を結ぶ都市内幹線として、（主）小千谷十日町津南線、（一）十日町千手線を位置付け、十日町市街地や隣接都市を連絡する交通ネットワークの強化を図るとしている。

2. 都市計画の必要性

都市計画道路は、住民の社会生活に必要不可欠なものであり、自動車交通の利用のみならず、市街地の誘導、防災機能等、様々な機能を持ち、本市のまちづくりの方向性を決める重要な役割を担う都市施設として、これまで都市計画に定めてきた。その一方で都市計画決定以来、長期にわたって事業化されていない未着手の道路の存在、それに伴う時間経過の中で都市計画道路としての必要性そのものや道路整備に対する住民意識の変化、更には人口減少や将来自動車交通量が減少傾向にあることなど、都市計画決定時の社会情勢が大きく変化してきている。

このため、現在の社会情勢や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、都市計画道路の見直しを行うものとし、この見直しの結果、道路構造を変更するため、今回、都市計画の変更を行うものである。

3. 位置・区域・規模の妥当性

3・4・1号 中央通り線

当路線の都市計画決定の経緯については、平成6年に用途地域の計画決定に合わせて「市街地の形成を促進する」ため、当路線を含め複数路線について都市計画決定を行った。

当路線は川西地域の市街地を縦貫し、広域幹線（一般国道252号）に接続する都市内幹線（主要地方道 小千谷十日町津南線）として、隣接都市と地域内を結ぶ重要な役割を担っている。

本変更は都市部の整備促進のため、未整備区間について都市計画の見直しを行うものである。

【起点から(市)山野田下平線付近及び、川西支所前から(市)霜条北原線付近までの区間】

当該区間は、当初、将来の市街地の拡大を想定し、市街化に伴う歩行者等の利用増加に対応するため、計画歩道幅員3.5mとしていた。しかし、計画決定後の社会情勢の変化に伴い、将来人口が減少傾向にあること、また、沿線では今後の新たな市街地の拡大が見込まれないことから、両側の歩道幅員は、今後の歩行者交通量の見込みを踏まえ、現行の道路構造基準に基づき2.5mとして都市計画道路の幅員を変更する。

〔現計画幅員18m（歩道3.5m両側設置）→ 変更計画幅員16m（歩道2.5m両側設置）〕

このほか、本路線の将来交通量を踏まえ、車線の数「2」に定める。

3・5・3号 川西十日町線

当路線の都市計画決定の経緯については、平成6年に用途地域の計画決定に合わせて「市街地の形成を促進する」ため、当路線を含め複数路線について都市計画決定を行った。

当路線は川西地域の中心部と十日町地域を結ぶ幹線（一般県道十日町千手線）として、重要な役割を担っている。

計画決定された約1.3kmのうち、約1.0kmを整備し、現在に至っている。

本変更は都市部の整備促進のため、未整備区間について都市計画の見直しを行うものである。

【(市)山野田木島線付近から(市)山野田原栄町4号線付近までの区間】

当該区間は、当初、将来の市街地の拡大を想定し、市街化に伴う歩行者等の利用増加に対応するため、計画歩道幅員3.5mとしていた。しかし、計画決定後の社会情勢の変化に伴い、将来人口が減少傾向にあること、また、沿線では今後の新たな市街地の拡大が見込まれないことから、両側の歩道幅員は、今後の歩行者交

通量の見込みを踏まえ、現行の道路構造基準に基づき 2.5mとして都市計画道路の幅員を変更する。

〔現計画幅員 18m（歩道 3.5m 両側設置）→ 変更計画幅員 16m（歩道 2.5m 両側設置）〕

このほか、本路線の将来交通量を踏まえ、車線の数に「2」に定める。

■変更の概要(新旧対照表)

(新)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 通過地	延長	構造形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・1	中央通り線	<u>十日町市</u> 山野田	<u>十日町市</u> 上野	<u>十日町市</u> 水口沢	総延長 約 3,120m 内訳 ・地表式 W=15.5m : L=約 660m W=16m : L=約 1,920m W=18m : L=約 540m	地表式	<u>2車線</u>	<u>16m</u>	幹線街路と の平面交差 3箇所 国道との平 面交差1箇所	
	3・5・3	川西十日町線	<u>十日町市</u> 中屋敷	<u>十日町市</u> 上新井	<u>十日町市</u> 山野田	総延長 約 1,300m 内訳 ・地表式 W=12m : L=約 910m W=16m : L=約 340m W=18m : L=約 50m	地表式	<u>2車線</u>	12m	幹線街路と の平面交差 2箇所	

(旧)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 通過地	延長	構造形式	車線 の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・1	中央通り線	<u>川西町</u> 大字 山野田	<u>川西町</u> 大字 上野	<u>川西町</u> 大字 水口沢	総延長 約 3,120m 内訳 ・地表式 W=15.5m : L=約 660m W=18m : L=約 2,460m	地表式		<u>18m</u>	幹線街路と の平面交差 3箇所 国道との平 面交差1箇所	
	3・5・3	川西十日町線	<u>川西町</u> 大字 中屋敷	<u>川西町</u> 大字 上新井	<u>川西町</u> 大字 山野田	総延長 約 1,300m 内訳 ・地表式 W=12m : L=約 910m W=18m : L=約 390m	地表式		12m	幹線街路と の平面交差 2箇所	

下線部を変更

■川西都市計画道路を変更する土地の地名一覧

名称		変更前	廃止する区域	追加する区域	変更後
3・4・1	中央通り線	川西町 大字山野田 大字東善寺 大字水口沢 大字中屋敷 大字高原田 大字鶴吉 大字霜条 大字上野 の各一部	川西町 大字山野田 大字東善寺 大字水口沢 大字中屋敷 大字高原田 大字鶴吉 大字霜条 大字上野 の各一部		十日町市 山野田 東善寺 水口沢 中屋敷 高原田 鶴吉 霜条 上野 の各一部
3・5・3	川西十日町線	川西町 大字中屋敷 大字水口沢 大字山野田 大字上新井 の各一部	川西町 大字中屋敷 大字水口沢 大字山野田 大字上新井 の各一部		十日町市 中屋敷 水口沢 山野田 上新井 の各一部